

意見募集要領

東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子に対するパブリックコメントを実施します。

市では東大和市個人情報保護法施行条例の制定に向けて準備を進めているところです。このたび、条例（案）の骨子を取りまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 条例の名称

東大和市個人情報保護法施行条例（案）

2 東大和市個人情報保護法施行条例（案）の基本的な考え

法の規律を受け、当市の個人情報保護の水準が保たれるよう、市独自の保護措置を加え、東大和市個人情報保護法施行条例（案）を制定します。

3 東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子

- (1) 趣旨
 - (2) 定義
 - (3) 個人情報ファイル簿の作成及び公表
 - (4) 本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置
 - (5) 不開示情報
 - (6) 保有個人情報開示請求の開示決定等の期限及び期限延長
 - (7) 手数料等
 - (8) 東大和市個人情報保護審議会への諮問
- ※ 行政機関等匿名加工情報制度

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該条例に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該条例に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和4年10月1日（土）から令和4年10月31日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 総務部 文書課（東大和市役所3階2番窓口）

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先 総務部 文書課（東大和市役所3階2番窓口）
- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 総務部 文書課（東大和市役所3階2番窓口）
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中中央3-930 東大和市総務部 文書課 宛て
- ・FAX 042-563-5931
- ・電子メール bunsho@city.higashiyamato.lg.jp
- ・ロゴフォーム（QRコードをスマートフォン等で読み取るか、記載のアドレスからアクセスしてください。）



<https://logoform.jp/form/VfYv/150000>

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人：住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 当該条例に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 当該条例に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和4年11月下旬までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。